

第十九回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十二号

(三三六)

昭和二十九年三月四日(木曜日)
午前十一時五十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君
理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君
理事藤田 弘吉君 理事吉田 重延君
理事藤田 義光君 理事西村 力弥君
理事門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君
木村 武雄君 濱地 文平君
山本 友一君 鈴木 幹雄君
橋本 清吉君 阿部 五郎君
石村 英雄君 北山 愛郎君
伊瀬幸太郎君 大石ヨシエ君
大矢 省三君 松永 東君

出席政府委員

国家地方警察本部 齋藤 昇君
国家地方警察本部 谷口 寛君
国家地方警察本部 柴田 達夫君
国家地方警察本部 山口 喜雄君
警務局長(警務部長) 青木 正君
自治行政次官 青木 正君
委員外の出席者 専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

三月三日

時計修理販賣業者に対する事業税軽減に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第二八〇〇号)

事業税軽減に関する請願(只野直三郎君紹介)(第二八〇一号)

同(原茂君紹介)(第二八〇二号)

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十二号 昭和二十九年三月四日

子一民君紹介(第二八〇三号)

同(細迫兼光君紹介)(第二八〇四号)

同(伊東岩男君紹介)(第二八〇五号)

同(鈴木正文君紹介)(第二八〇六号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二五号)

同(安井大吉君紹介)(第二九二六号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二七号)

同(細迫兼光君紹介)(第二八〇八号)

同(伊東岩男君紹介)(第二八〇九号)

同(鈴木正文君紹介)(第二八一〇号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

同(高橋順一君紹介)(第二九一七号)

減に関する請願外六件(田口長治郎君紹介)(第二九一八号)

同(中村時雄君紹介)(第二九一九号)

同(福田喜東君紹介)(第二九二〇号)

同(大村清一君紹介)(第二九二二号)

同(辻文雄君紹介)(第二九二二号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

同(高橋順一君紹介)(第二九二三号)

長辻龍太郎(第一三六七号)

警察制度の改革に関する陳情書外一件(東京都議會議長佐々木恒司外一名)(第一三六八号)

を本委員会に送付された。

本日、の会議に付した事件

公聴会開会に関する件

警察法案(内閣提出第三二二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二号)

小委員長より中間報告聴取

○中井委員長 これより会議を開きます。

この際公聴会開会に関する件についてのお諮りをいたします。去る二日議院に対し、警察法案及び同整理法案についての公聴会開会の承認を求めましたところ、昨日その承認を得ましたので、これよりその開会の日時等につきまして決定し、その旨議長に報告いたします。つきましては先ほど理事会において決定せられました通り、来る十六日火曜日及び十七日水曜日、各午前十時より警察法案等について公聴会を開くことにいたしましたと思ひますが、これに御異議はございませんか。

○中井委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。よつてただちに委員長よりその旨議長に報告いたします。

○中井委員長 なおこの際申し上げます

が、警察法案等の審議に先立ちまして、昨日開かれた町村合併促進に関する小委員会の経過について、北山小委員長より中間報告をしたいと思います。北山小委員長。

○北山委員 昨日委員会の散会にあつて、この場所での第一回の小委員会を開いたわけでありまして、自治庁から林行政部長に来ていただきまして、現在進行中の町村合併の事情について、いろいろ聴取をしたわけでありまして、ところがあるに、現在地方では三月の末までという目標を以て、たくさん新しい市ができつつある。これは今度政府が出す予想せられます地方自治法の改正によりまして、市の人口の要件が三万から五万に上る。そこで今のうちならば、人口三万でよろしいからということで、自治庁の方でも多少そのような指導をいたしておるようであります。また地方の事情から見ましても、早いうちにバスに乗りなれないと乗り遅れてしまふ、来年度になれば人口の制限が五万になつてやりにくくなるということから、住民の意思を十分に聞くことなく、短期速成に市ができるというふうな傾向があつて、いろいろこれには批判もあり、また実際上悪い結果が生ずるおそれもある。そこで床次さんの御意見では、ひとつ自治庁の方で、その人口五万という要件の実施時期を延期するというふうな意見の表明がほしい、というふうな御意見でござ

ございましたが、小委員会といたしましては、自治庁としても、そのようなことを外部に表明するということは、形式的に見ましてむしろいい点もあるだろうと思つて、ひとつこの委員会での町村合併の問題につきまして、塚田長官の出席も願ひ、そうして質疑の形において、そのような結論に到達したい、こういうことに昨日の小委員会ではきまつたわけであります。従いまして来週なるべく早い時期に時間をい

の御報告の趣旨に沿うようとりはからいたいと存じます。

○中井委員長 これより警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括して議題といたします。本日は開会前の理事会の決定に基づきまして逐条説明を聴取することになりましたので、これより政府より説明を聴取いたします。

○門司委員 きよりの理事会の決定は別に異議はありませんが、議事の進行上絶えず審議の時間が非常に短くなつていくことは、主として法務大臣の出席がないからだと思ひます。従つて委員長は大臣にぜひ出席をしてもらうように要請をしてもらいたい。委員会のあつたに大臣が出て来ないことのために、委員会自体としてちよつとも進んでおられない。委員会の進行をはかられようとするなら、やはり委員長としては責任を持つて大臣に出てもらうということにしなければ、委員会はいつまでたつても進行しないと思ひます。従つて委員会の総意として大臣の出席を私は委員長にお願ひしたいと思ひますが、この点をひとつ委員各位にお諮りを願ひたいと思ひます。

○中井委員長 門司君の御発議につき、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

○中井委員 門司君の御発議について、実はお諮りするまでもなく当然の御発議だと思ひますが、特に皆さんの御意見を聞きますか。

要求いたすことにいたします。なお法務大臣が先日本委員会に出席の数があつたのは、政治的な特殊の関係等もあつたやうなものでありますが、本日を過ぎますれば、引続き出席可能と存じます。但しただいまのお申出につきましては、特に委員長より法務大臣にその旨を伝え、勉強して出られることにいたしたいと思ひます。

○西村(力)委員 ただいまの議事進行の發言に關連しまして、それ以前に委員会では総理大臣の出席を要求したか、その件に關する努力がなされていたか、具体的にいつ出席せられるのか、見通しをお伺ひしたい。

○中井委員長 お答えをいたしますが、先般総理大臣出席の御要求がありましたので、その旨内閣の方へ委員長から申し出ておきましたのであります。が、ちよつと総理大臣病気で相当長い間欠席をしておられました。それが今日まで出席をなされかつた理由だと存するのであります。なおあらためて出席の要求をいたすことにいたします。

○柴田(達)政府委員 命によりまして私から法案の逐条の御説明を申し上げたいと思ひます。

委員会の初頭にあたりまして長官から政府委員としての概略の御説明を申し上げてございしますが、私からは各条文を追ひまして、おおむねその条文の趣旨の存するところと、それから当然に疑問を生ずるようなところにつきまして、概略の御説明を申し上げます。さらに御審議の際に御質疑によりまして解明をいたしたいと存じます。

この法案は七章、七十八箇条の本文と附則の二十八項から成り立つております。

まず第一章は総則でございします。総則の第一条から御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定したものでございまして、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、これは警察の目的でございまして、第二条に警察の責務といたしまして、さらにこの目的はつきりと出ていくのでございします。個人の権利と自由を保護すること、公共の安全と秩序を維持するというのが、民主警察の大目的なのであります。この目的を十分達成することができまうに、民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障することが一つ、かつ能率的にその任務を遂行するに足ることが一つ、その両方の要請に沿うやうな警察の組織を定めることを目的とした法律は警察の組織を定めるのでございまして、いわば警察の組織法でございまして、警察の組織法でございまして、別に警察官等職務執行法でございまして、あるいは司法警察職員として職務を執行するにつきましては、御承知の通り刑事訴訟法というやうな職權行使に關する法律が別にあるのでございします。警察の管理と運営を保障するということを、特に二重に規定いたしましたのは、警察の管理というのには警察というものを内面的にコントロールするあり方を指標するものでありまして、運営の方は警察の働きが外に向つて執行される、その両方の面から民主警察を理念とするところの警察のあり方というものを、あくまで保障しなければならぬとい

う考え方立つものでございします。これらの考え方につきましては、現行法におきましてはしばしば御指摘になつておりますやうに警察法の前文に民主警察のあり方について詳細な規定があるのでございしますが、これも大臣その他からしばしば御答弁がありましたやうに前文を残すことも考えられるのでございしますが、最近の法律の形式といたしまして、普通の法律には前文はあまり設けないという形になつておりますので、前文にこの字句を盛ることをやめまして、一にこの法律の第一条に集約的に現行法の前文にあるやうな民主警察の精神をそのままにうたふことにいたしましたのでございします。現行法の前文の精神は、やはり民主的な警察の基本的な概念、それからまた同時に警察の職務の執行についての能率的な面もうたわれているのであります。なおいま一つ、地方自治を推進するといふ言葉が現行法の前文にあるのでございしますが、この法律の一条には、特に自治といふ言葉を用いてはございませんけれども、これは民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障するといふ事柄の中に、自治を尊重するといふ觀念もあわせて包摂しているつもりでございします。

次に第二条を御説明いたします。第二条は警察の責務でございします。これは現行法の第一条にも、ほとんどこれと同様の規定があるのでございします。さらに現行法の第二条におきましては、警察の行政官制といふことと運営管理といふことをわけまして、運営管理はどういう事項だといふことを列挙いたしてあるのであります。この法案の二条の方は、現行法の一部を規定す

る考え方立つものでございします。この法案は七章、七十八箇条の本文と附則の二十八項から成り立つております。

まず第一章は総則でございします。総則の第一条から御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定したものでございまして、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、これは警察の目的でございまして、第二条に警察の責務といたしまして、さらにこの目的はつきりと出ていくのでございします。個人の権利と自由を保護すること、公共の安全と秩序を維持するというのが、民主警察の大目的なのであります。この目的を十分達成することができまうに、民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障することが一つ、かつ能率的にその任務を遂行するに足ることが一つ、その両方の要請に沿うやうな警察の組織を定めることを目的とした法律は警察の組織を定めるのでございまして、いわば警察の組織法でございまして、警察の組織法でございまして、別に警察官等職務執行法でございまして、あるいは司法警察職員として職務を執行するにつきましては、御承知の通り刑事訴訟法というやうな職權行使に關する法律が別にあるのでございします。警察の管理と運営を保障するということを、特に二重に規定いたしましたのは、警察の管理というのには警察というものを内面的にコントロールするあり方を指標するものでありまして、運営の方は警察の働きが外に向つて執行される、その両方の面から民主警察を理念とするところの警察のあり方というものを、あくまで保障しなければならぬとい

る考え方立つものでございします。この法案は七章、七十八箇条の本文と附則の二十八項から成り立つております。

まず第一章は総則でございします。総則の第一条から御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定したものでございまして、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、これは警察の目的でございまして、第二条に警察の責務といたしまして、さらにこの目的はつきりと出ていくのでございします。個人の権利と自由を保護すること、公共の安全と秩序を維持するというのが、民主警察の大目的なのであります。この目的を十分達成することができまうに、民主的な理念を基調とする警察の管理と運営を保障することが一つ、かつ能率的にその任務を遂行するに足ることが一つ、その両方の要請に沿うやうな警察の組織を定めることを目的とした法律は警察の組織を定めるのでございまして、いわば警察の組織法でございまして、警察の組織法でございまして、別に警察官等職務執行法でございまして、あるいは司法警察職員として職務を執行するにつきましては、御承知の通り刑事訴訟法というやうな職權行使に關する法律が別にあるのでございします。警察の管理と運営を保障するということを、特に二重に規定いたしましたのは、警察の管理というのには警察というものを内面的にコントロールするあり方を指標するものでありまして、運営の方は警察の働きが外に向つて執行される、その両方の面から民主警察を理念とするところの警察のあり方というものを、あくまで保障しなければならぬとい

るにあたりましてあわせて二条の方をも勘案いたしまして、警察の責務を明確ならしめたものでございます。大別いたしまして警察の責務は、個人の生命、身体及び財産の保護、それから犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持ということでありまして、犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りまでは、その他公共の安全と秩序の維持の主要なる事項を例示したものと考へていただきたらと思うのであります。二項は警察の責務というものが第一に掲げるものに厳格に限定されなければならないという精神でございまして、これは現行法にあるまじいものであります。但しその中に今回は「不偏不党且つ公平中正を旨とし」という字句を入れまして、警察のあり方が、さらに不偏不党かつ公平中正でなければならないということを加えたのでございます。

第三条は、服務の宣誓の内容でございまして、これまた現行法の第三条には、それと同様の規定があるのでございます。これはただ書き方を多少改めましたこと、その内容に、やはり第二条を受けまして、不偏不党かつ公平中正に職務を行うという趣旨が、警察職員の服務の宣誓の内容に入らなければならないということ、ことさらに加えたわけでございます。警察職員が服務の宣誓をしなければならないというところは、それ、その警察職員を律するおき、人事管理に関する法律、すなわち国家公務員の場合には国家公務員法、今度は地方公務員が大多数になるわけでございますが、地方公務員につきましては地方公務員法によりまして、人事院規則あるいは条例の定むるところによつて、それ、宣誓をしなければならないという規定があるのでございます。宣誓の義務は、それ、人事管理を律する法律によつてきまつておきまして、その宣誓の内容に、警察職員でございまして、特に一般の職員とは違つて、嚴重にこういう内容の宣誓が、その内容に含まれていなければならないという趣旨をうたつたのであります。「この法律により警察の職務を行うすべての職員」の中には、公安委員も含まれております。ただ警察の職務を行うというところは、大體警察官、事務官、技官、公安委員、そういうところまでを含めまして、たゞ機械的な事務に従事するような雇用人の類は、含まれないという解釈でございまして、

て、人事院規則あるいは条例の定むるところによつて、それ、宣誓をしなければならないという規定があるのでございます。宣誓の義務は、それ、人事管理を律する法律によつてきまつておきまして、その宣誓の内容に、警察職員でございまして、特に一般の職員とは違つて、嚴重にこういう内容の宣誓が、その内容に含まれていなければならないという趣旨をうたつたのであります。「この法律により警察の職務を行うすべての職員」の中には、公安委員も含まれております。ただ警察の職務を行うというところは、大體警察官、事務官、技官、公安委員、そういうところまでを含めまして、たゞ機械的な事務に従事するような雇用人の類は、含まれないという解釈でございまして、

次は第二章の国家公安委員会でございます。第四条は、国家公安委員会の設置と組織を定めております。「内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。」国家公安委員会の行政組織法上に占める地位につきましては、現行法と本質的に何らかわりがございせんので、内閣総理大臣の所轄のもとに置かれるのでございます。この所轄というのは、御承知の通り国家公安委員会が、どこに所屬しておるかということを示すものでございまして、指揮監督というような関係は含まれないきわめて弱い関係であつた、国家公安委員会は内閣総理大臣のところに屬しておるのである。こういう解釈でございまして、

二項は、国家公安委員会の組織でございまして、委員長と五人の委員をもつて組織することとしたのであります。これももしば、御質疑の間に、出ておきますように、今回は国家公安委員会の委員長に国務大臣を充てることにいたしましたのであります。国務大臣を委員長に加えても、委員長の会議の主宰者たるものが主たる任務でございまして、残りのいわゆるはんとうに民間を代表する公安委員の決議によりまして、国家公安委員会の決議機関である性格というものが一貫して保たれ、その合議によりまして議事がきまつて参るということをいたしたために、委員長を加えても、特に奇数でありますところの五人の委員を構成分子といたしまして、現行法通り五人の公安委員というものがあつたに、さらにその議長であり、代表者であるところの委員長を加えて、委員長と委員で国家公安委員会が構成されるという仕組みにいたしましたわけでありまして、

五項は、国家公安委員会の任務と権限を規定いたしておるのでございまして、これも先般御質疑がございましたが、長官等から御答弁がございましたように、任務と権限というものは、最近におきまして、ことに戦後の法制におきましては、各省庁の設置法等におきまして、任務と権限をわけて規定いたしておるのでございまして、任務の方は、大體抽象的なその官庁の使命、責務というふうなものでございまして、権限の方は、さらに具体的に嚴密な意味の権限を規定いたしておるものと考へるのでございまして、その抽象的な国家公安委員会の一般的任務といたしまして、

しては、三つの事項があるのであります。その第一は国の公安にかかる警察運営をつかさどること、第二は警察教養、通信、鑑識、統計、裝備等に関する事項を統轄すること、第三に警察行政に関する調整を行うことといたしておるのであります。このように任務を遂行いたしましたために、具体的な権限を第二項において限定をいたしまして、列挙いたしておるのでございます。第二項の各号列挙の事項は、特別な事項を除きましては、現行法の国家公安委員会の権限に、そのまゝのものがあるのであります。もちろん警察組織全体の変更によりまして、公安委員会の仕事の対象というものはふえて参つておりますけれども、この中の警察に関する諸制度の企画及び調査、それから国の予算、これは行政管理的な事項として、現行法も認めておるところであります。それから第七十條の緊急事態、これは現行法では国家非常事態とある名前を改めたものでございまして、同じ趣旨のものでございまして、次の皇宮警察に関するところ、それから教養、通信、鑑識、統計こまでは、いずれも現行法の国家公安委員会の権限の中に入つておるのでございます。そこで今回新たに規定いたしました公安委員会の権限といたしましては、第三号のイ、ロに列挙いたしました事案に関するもので、国の公安にかかるとするもの、警察運営ということ、それから十一号に掲げてございまして「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること」それから十二号の「前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関すること」それから十号の「警察裝備に関すること」でございまして、警

察裝備に関することは、現行法には特にごさいませんけれども、やはり行政管理に関する事項といたしまして、国家地方警察については、實際問題として、国家公安委員会がやつておることでございますので、これは新たに加えたのでございまして、警察が府県警察にわかれまして、裝備につきましては、やはり全体的な立場で統制をとる必要があるという見地に基くものであります。任用、勤務、活動の基準、その他警察行政に関する調整につきましても、この法律におきましては、行政管理、運営管理という区別はいたしておりませんけれども、具体的な事件の指揮でありまして、具体的な警察の執行面を直接統轄することではございせんので、単なる任用、勤務、活動のもののさしであるところの基準を示す必要がある限度において示す、また調整も、この前も御質疑がございまして、これにお答えがございましたように、本来府県警察が自由に活動する部面であるけれども、一つの国家的な目的であるとか、特別な目的から、どうしてもそれに対し最小限度の規制を加える必要があるものについての調整というふうな考へるのでございます。それから第三号のイ、ロに掲げますところの、国の公安にかかる警察運営に関するものが、従来の法律に照し合せますときには、一つの運営管理事項とも称すべき事項として、この国家公安委員会の権限に新しく加わつておるのでございまして、すなわち「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」この二つの事案につきましてだけは、この法律の目的といたして

おりますところの国がその治安責任を明らかにする。また国家的な非常な重大な事項については府県警察に對しても、限定された範圍においての指揮監督権を持つという趣旨からいたしまして、最小限度に国が直接にその運営自体について関心を持たざるを得ないであらうものとしたしまして、この大規模な災害と騒乱にかかる事項についての警察運営については、国家公安委員会の権限といたしたのでございませう。この中で、騒乱ということにつきましては、一応の御懸念があらうかと思ひますが、この騒乱は、大体におきまして、秘密な犯罪の名前としてのものではございませぬ。地方の静穏を害するようなおそれのあるところの内乱あるいは騒擾、それに準ずるような事案、地方の静穏を害するところの事案、多衆の暴力破壊活動等によりまして、騒擾に準ずるような事案が現出された場合、また現出されるおそれがある場合、これに關連いたしますところの事案につきまして、国が、この事項が公安という見地から黙つておれない、つまり必要がありと、認める事柄につきましての警察運営についての権限を持つてございませう。なおこの三号の内容につきましては、現行法と対応いたしまして、現行法におきましては、国家公安委員会の権限としてもろろございませぬけれども、二十七年の警察法の一部改正によりまして、六十一條の二に、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合におきまして、指示権を府県ないし市町村の公安委員会に對しまして持つ規定があるのでございませう。この場合は、公安維持上必要な事項について指示することができると

いうことになつておるのでありまして、この公安維持上必要な事項というものを對しての指示権は、国会において御審議になりました際に、具体的に、「民心に不安を生ずべき大規模な災害」それから「地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」それから「国内全般に關係若しくは影響のある事案」について、この指示権を發動し得るということになつておるのであります。今回の法律におきましては、この指示権の方は規定を撤廃いたしまして、国家公安委員会が常時権限を持ち得るものの中に三号として加えました。その半面におきまして、ただいま御説明いたしました指示権の場合にも發動があるものとして考えられております。ハの「国の利害に係り、又は国内全般に關係若しくは影響のある事案」という事柄につきましては、ハの内容が限定的でございませぬので、読み方によりまして非常に広汎にも読まれるおそれがある。また今回の法案で、中央が指揮監督権を持つ場合におきまして、直接に常時運営そのものに権限を持つものはやはり府県警察で、府県警察が一般的に責任を負う。平時的な仕事については、これがごとく負うという体制で参りますために、最小限度のものにいたさうという考え方がありまして、先般御説明いたしましたように、ハの事項は削除いたしましたのでございませう。そういうような事案につきましては、直接に運営そのものについてどうしろこうしろというような指揮をいたさなくて、先ほど申しました最小限必要なものさしとしての活動の基準でございませうと、教養でございませうと、ある

いはまた警察行政に關する最小限必要な調整は、各地方が自由に行動できるけれども、それに対する一つの規制という点から調整すること何とかがつて行けるだらうという趣旨から出ておるのでございませう。第三項は、「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならぬ。」これは公安委員会同士が緊密な連絡を保つことは、警察相互の連絡をはかる上において、どうしても重要な事項だと思ひまして規定をいたしたのでございませう。

次は第六條で、国家公安委員会の委員長の規定でございませう。委員長は御承知の通り國務大臣をもつて充てるとにいたしました。委員長の職務は公安委員会の会務を總理し、国家公安委員を代表することとでございませう。会務の事務を總括いたしまして、かつ外部に對しましてこれを代表するものでございませう。しかし委員会自体は、第四條にございませうように、委員長及び五人の委員をもつて組織しておるところの合議機關でございませうので、これの意思の決定ということとは別問題でございまして、これは後の方に會議のやり方として十一條に規定をいたしてあります。委員長に事故がある場合でございませうので、第三項は、あらかじめ委員の互選によつて、委員の中から委員長が故障ある場合においてこれを代理する者を定めておかねばならぬ旨を規定いたしました。

公務員の経歴のある者は、これはことごとく資格がなかつたのでございませうが、今度は警察と檢察の職務を行う職務的公務員の前歴者だけを制限いたすことにいたしました。それ以外の者は制限を撤廃いたすことにいたしましたのであります。警察または檢察の職務を行う職業的公務員の前歴者だけを制限いたしましたのは、公安委員会が職業的に運営されない、民間の良識と一般の良識というものによつて運営されるという精神からいたしまして、特に警察または檢察の前歴者だけは制限をいたしておるのであります。委員の任命方式が兩議院の同意を得て任命されること、そのほかこれに關する四項にございませうところの欠格事由、それから委員の同一政黨所属者の制限、同一政黨所属者が過半数を占めないように、二人まででなければならぬということにつきましては、全部現行法通りでございませう。ただこの中において、現行法におきましては、委員の任命にあたりまして、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、衆議院の同意をもつて兩議院の同意とするという衆議院優先の規定があるのでございませうが、これはやはり公安委員の任務の重要性にかんがみまして、兩議院が同意をするということとを必須の要件としたために、この規定は削除いたしましたのであります。その半面におきまして、公安委員に欠員を生じたままでおくということについての補充の規定がございませぬので、三項におきまして兩議院の事後の承認を得なければならぬという規定を加えたのでございませう。

て、これは五年であり、現行法の規定通りでございませう。

第九條は、委員の失職及び罷免に關する規定でございまして、これまた現行法の通りでございませう。全然差異がございませぬ。

第十條は、委員の服務等に関する規定でございませう。国家公安委員は、これは特別職でございまして、黙つておられますれば国家公務員法によるところの諸般の服務の制限はないのでございませうが、国家公安委員が公務員としての公平中正な立場になければならぬという職責を持つ關係上、特に現行法におきましては、国家公務員法の服務に關する諸規定を準用いたしておるのでございませう。ただ現行法制定後、国家公務員法の方にございましてのいろいろの服務に關する規定がこまかくなつておりましたので、国家公安委員の職務に適合するものと、少し無理だといふものも生じておりましたので、今回は、第十條におきまして、国家公安委員が国家公務員法の服務に關する規定を準用すべき事項を、その職責からして當然に準用する必要があると思はれる事項に限定して、これを準用いたすことにいたしましたのであります。その個々のものにつきましては、あまりに詳細になりませんので、またお尋ねによつてお答えいたしたいと存じます。その限りにおきましての當然の読みかえを、その後段においていたしてございませう。二項の、委員は常勤の職員と兼ねることができないといふのも、現行法通りでございませう。それから「委員は、政黨その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」という趣旨も、おおむね現

行法通りでございます。ただ書き方といたしまして、国家公務員法のその後
の改正等によつて適当な整理をいたし
た次第であります。それから委員の給
与は国務大臣と同じ報酬を受けなけれ
ばならないという規定がございます
が、給与につきましては、その後一般職
の職員の給与に関する法律あるいは公
安委員の場合は特別職の職員の給与に
関する法律によりまして、現実に給
与額がきまつておりますので、法律
にそのことをうたうことはやめまし
て、「委員の給与は、別に法律で定め
る。」別に定める法律の名前は特別
職の職員の給与に関する法律でありま
す。

それから第十一条は、国家公安委員
会の会議に関する規定であります。現
行法におきましては、特に公安委員会
の会議のやり方につきましては規定は
ございません。公安委員会みずからが
自分でその運営の規則を定めるとい
うことの中に含まれてはいるわけござ
います。今回は、先ほど来申し上げま
したように国家公安委員長に国務大臣
を充てて、委員会が委員長と委員の両
方から構成されるということになりま
したので、黙つておきますと、会議の
表決の上から、この合議機関としての
性格について、いろいろ疑問を生ずる
おそれがございます。そういう意味か
らいたしまして、特に十一條に会議の
招集、それから会議の開催、議事につ
きましての規定を設けたのでございま
す。国家公安委員会は委員長が招集を
いたしまして、委員長と三人以上の委
員の出席すなわち過半数の委員の出
席がなければ、会議を開いて議決する
ことができないというようにいたしまし

たのが一つ、それから議事は、二項に
おいて出席委員の過半数でこれを決す
ることとしたしまして、委員長には表
決権を認めないようになつておりま
す。そうして過半数の場合だけ委員長
の決するところによることになつて
いるのであります。また委員長に故障
がありました場合に、いろいろの疑問
が起り得る場合があることを念のため
に規定いたしましたのが三項の規定で
ございまして、委員長を代理する者
は、その場合においては委員長の職務
を行うのでありますけれども、議決に
際しましては委員としての表決を失う
ものではない。委員としての定足数の
計算についてはやはり委員であるもの
とする、こういうことになつたので
ございまして、委員長に表決権を与え
ないことになつたしまして、国家公安
委員会の合議機関としての性格、中立
性を保つことにいたしました趣旨につ
きまして、たび／＼出ていたことござ
いますので、詳細は省略いたしたい
と思ひます。

第十二条は、国家公安委員会に規則
の制定権を認めたのでございまして、
国家行政組織法によりまして、委員
会は規則を制定する権限があるの
でございますが、特に国家公安委員会
につきましては、その権限に属する事務
につきましては、法令の特別の委任に基
いて国家公安委員会規則を制定するこ
とができるという規則制定の根拠を明
らかにいたしておく必要がございます
ので、第十二条にそのことを明記いた
したのであります。しかし規則制定権
の範圍は、あくまでこの委任命令の範
圍に属しているのでございます。法律
が政令の委任がある事項についてだけ

規則制定権があるのでございまして、
もちろん一般国民に権利義務を与える
ような規則制定権があるわけではござ
いません。法規的な意味の規則制定権
があるわけではございません。あくま
で警察の内部的なものでございませ
う。それから十三条は、国家公安委員
会の庶務の規定でございます。現行法は
国家地方警察本部が国家公安委員会の
事務部局だということになつておるの
でございまして、国家行政組織法上その
通りのものになるわけでございます。
が、今回の法案におきましては、警察
庁を国家公安委員会に置く、その他別
な規定によりまして消防本部をまたや
はり国家公安委員会に置くという規定
がございまして、事務局としての重
要な仕事はどちらがどういふふうによ
るのか明瞭でございませぬ。警察の仕
事については、事務局的な仕事は当然
警察庁がやることになり、消防の仕事
については消防本部がやることになる
と思ひますが、その共管のような事項
につきましては、公安委員会の官印を
どちらが持つていふとか、公安委員自
体についての俸給の支給その他特別な
そのどういふ庶務については、警察庁がや
るのだということも明記したのが十三
条の規定でございます。

十四条は、現行法にもございませ
う、公安委員会の運営に關しまして、法
律に掲げてございませぬ以外のことにつ
いて、必要な事項については公安委員
会自体が、自律的なものをきめて参れ
るという規定でございます。

○藤田委員 議事進行について。せ
つかく説明中でございますが、本日は本
会議におきまして予算の採決が行われ
ます。ただいま十二時から一時前後を

期して、各党において両院議員總會あ
るいは代議士会が開催中でありまし
て、当委員会の委員もぜひそれに出席
する必要があるかと思ひますので、
最も重大な第二章の説明が終りました
から、本日はこの程度で散会せられん
ことをお願いいたします。

○大石委員 警察の人は御商売ですか
ら、現行法も今度の改正法案もよく御
承知ですが、私たちは専門家でありま
せんから、両方を資料として提供して
ください。それでないといふと聞いてい
たつて私たちわかりませぬ。みな
がはつきりわかるようなものを持つて来
てくださらぬとわからんじやないで
すか。

○中井委員長 あなたの御趣旨は、新
旧対比したものをほしい、こういうこ
とですね。御趣旨はわかりましたか
ら、御趣旨にかなうような資料を出す
ように要求いたします。政府におかれ
ては急いでお出しになるように願ひま
す。

○西村(力)委員 資料をお願いしたい
のですが、あとで直接お話ししたいと思
ひますから、委員会の意思として認め
ていただきたい。

○中井委員長 心得ました。明日は午
後一時、定刻より審議を進めたいと存
じますから、さよう御了承願ひます。
本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後零時四十分散会

昭和二十九年三月六日印刷

昭和二十九年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局